

安全指導だより 2月号

令和8年2月17日(火)
西東京市立田無第四中学校
生活指導部 安全指導係

< 自転車に交通反則通告制度（青切符）が導入！ >

令和8年4月1日より、自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。交通反則通告制度とは、運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結されるという制度です。今までは、自動車や原動機付自転車（原付）が対象となっていたものですが、4月1日から「自転車」もその対象に含まれます。対象年齢は16歳以上なので、3年生のみなさんは特に注意が必要です。1・2年生も数年後には、対象になるので今のうちから意識して生活できると良いと思います。下に違反例を載せるので、確認しましょう。また、自転車の交通安全については、12月・1月号でも記載しています。

信号無視 6,000円 点滅信号を無視した場合 5,000円	一時不停止 5,000円	右側通行 6,000円
携帯電話使用等 （保持） 12,000円	遮断踏切 立入り 7,000円	制動装置 （ブレーキ）不良 5,000円

※これらの違反は一例になります。

< 1月の避難訓練は不審者対応訓練でした >

1月は緊急放送の合図で教室の扉にバリケードを作成する訓練を行いました。バリケードの作成は4月にも練習していましたが、作成に1分以上かかってしまうクラスが多く、目標の30秒には届きませんでした。しかし、不審者が大声や威嚇をしても冷静な対応がとれていたのはよかったと思います。不審者侵入の緊急放送から1秒でも早くバリケードを作成し、身を守る方法を忘れないようにしましょう。



< 落とし物のお知らせ > 落とし物ロッカーの場所：校長室前

現在は、折りたたみ傘、筆箱、自転車のカギ、セーター、キャラクターのタオル、手袋、リップクリームなど、保管しています。

1. 落とし物の持ち主が現れない場合1か月程度で処分になるので、定期的に確認しましょう。
2. 学期末に行っていた、ガラスケース上への展示・呼びかけは3学期から中止になります。
3. 3月末に残っていたものについては、3月中にすべて処分します。

自転車も 2026年4月1日 交通反則通告制度開始



自転車NEWS
交通反則通告制度対象の違反編

警視庁交通部

警視庁ホームページ
【自転車の交通安全】

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

